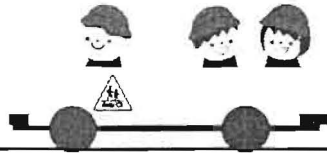


幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進 (幼稚園就園奨励費補助)



平成29年度予算額	30,899百万円
平成30年度所要額(案)	33,000百万円
(対前年度)	2,101百万円増

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。
- 「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成29年7月31日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、平成30年度については、子育て世帯の保護者負担軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

※幼稚園就園奨励費補助 (補助率: 1/3以内)

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。

子育て世帯の保護者負担軽減の拡充

所要額: 21.0億円(うち文部科学省計上分13.2億円)

○年収約360万円未満相当世帯(市町村民税所得割課税額77,100円以下)の保護者負担の軽減

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成30年度においては、年収約270~360万円未満相当世帯について、保育料の軽減を拡充する。

(参考: 平成29年度における保護者負担額)

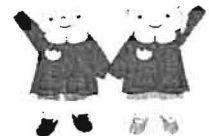
- ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円未満): 第1子 月額 3,000円 第2子 無償
- ・年収約270~360万円未満相当世帯: 第1子 月額14,100円 第2子 月額7,050円



◆年収約360万円未満相当世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

<保護者負担額>

第1子: 年額 168,800円	→	年額 120,800円 (▲48,000円)
月額 14,100円	→	月額 10,100円 (▲4,000円)
第2子: 年額 85,000円	→	年額 61,000円 (▲24,000円)
月額 7,050円	→	月額 5,050円 (▲2,000円)



<参考: 平成30年度 国庫補助限度額>

※赤字部分は平成30年度拡充分

階層区分	補助単価		
	第1子	第2子	第3子以降
第Ⅰ階層 生活保護世帯	308,000円 (0円)		
第Ⅱ階層 市町村民税非課税世帯等 (年収約270万円未満相当)	272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円)	
ひとり親世帯等の特例	308,000円 (0円)		
第Ⅲ階層 市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯 (年収約360万円未満相当)	197,200円 (10,100円)	247,000円 (5,050円)	308,000円 (0円)
ひとり親世帯等の特例	272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円)	
第Ⅳ階層 市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯 (年収約680万円未満相当)	62,200円 (20,500円)	185,000円 (10,250円)	308,000円 (0円)
第Ⅴ階層 市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯 (年収約680万円以上)	0円 (25,700円)	154,000円 (12,850円)	308,000円 (0円)

※ 上記表の()内の金額は、保護者が実際に負担する月額の見込み。補助限度額は保育料の全国平均単価(308,000円)。

※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな見込み。

※ ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困難していると市町村の長が認めた世帯等を含む。

※ 就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)【平成30年度】

○ 平成30年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

幼児教育無償化の取組状況としては、

①第2子半額、第3子以降無償化(年収360万円未満相当世帯においては、子供の年齢制限を撤廃し、完全実施)

※市町村民税非課税世帯においては、第2子から無償化

②ひとり親等世帯については、さらに上記の措置を拡充

③1号認定子どもについて、年収360万円未満相当世帯の利用者負担を軽減。(平成30年度予算案)

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯:第1子から0円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	13,600円 14,100円 → 10,100円 ※ひとり親等世帯: 〔第1子: 3,000円〕 〔第2子以降: 0円〕
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校3年生以下)

保育認定の子ども (2号認定: 満3歳以上) (3号認定: 満3歳未満)

階層区分	利用者負担(保育標準時間)	
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 ※第2子以降は0円	9,000円 ※第2子以降は0円 ※ひとり親等世帯:第1子から0円
③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 ※ひとり親等世帯〔第1子: 6,000円〕 〔第2子以降: 0円〕	19,500円 ※ひとり親等世帯〔第1子: 9,000円〕 〔第2子以降: 0円〕
④所得割課税額 57,700円未満[77,101円未満] (～約360万円)	27,000円 ※ひとり親等世帯〔第1子: 6,000円〕 〔第2子以降: 0円〕	30,000円 ※ひとり親等世帯〔第1子: 9,000円〕 〔第2子以降: 0円〕
97,000円未満 (～約470万円)	27,000円	30,000円
⑤所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	44,500円
⑥所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	61,000円
⑦所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	80,000円
⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	104,000円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校就学前)

児童扶養手当所得制限限度額の引上げについて（案）

概要

- 全部支給所得制限限度額を130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合※）に引き上げる。
 - ※ 扶養親族等の数が2人の場合：171.7万円から215.7万円、
扶養親族等の数が3人の場合：227.1万円から270万円
- 2018年（平成30年）8月分（12月支給）から実施予定。

（例）所得制限限度額引上げのイメージ図

